

(様式 2)

ALL西宮中学卓球クラブ 会則

(名称)

第1条 本会は、「ALL西宮中学卓球クラブ」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、代表自宅（西宮市門戸岡田町8番23-201号）とする。

(目的)

第3条 本会は、会員の親睦と結束を図り、卓球を愛好する中学生等の活動場所と機会を提供し、その技能の向上と心身の健全な発達を図るとともに、将来にわたって有用となる豊かな人間性を育むことを目的とし、令和8年1月1日に設立する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を実施する。

(1) 各支部（下記参照）での卓球競技の練習

(支部) 甲陵、深津、真砂、塩瀬、上ヶ原、大社、学文・鳴尾

(2) 卓球講習会への参加

(3) 各種公式大会への参加

(4) 日本卓球協会主催大会への参加

(5) 西宮市卓球協会主催大会への参加

(6) 各支部の計画のもと実施する練習試合及び合同練習会等への参加

(会員)

第5条 本会の会員は、会の目的に賛同し入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、本会が指定する会員登録専用 Web サイトから必要事項を入力するものとする。

2 登録後に本会から返信される「入会受付完了」連絡をもって正式入会したものとする。

(会費)

第7条 会員ごとに入会費1,000円とし、入会時に指定の方法で納入するものとする。

2 会員ごとに年会費1,000円（スポーツ保険代他）とし、年度初めに指定の方法で納入するものとする。

3 会員ごとに月会費3,000円とし、毎月初に指定の方法で納入するものとする。

(退会及び支部移籍)

第8条 会員は、入会時に登録した支部において原則3年間在籍するものとする。ただし、やむを得ない事情で退会する際は、退会届（書式自由）を本会に提出することにより退会することができる。

2 退会に際しては、入会費及び年会費の返金を行わないものとする。

3 在籍期間中の支部移籍は、やむを得ない事情の場合を除き原則認めない。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 2名

(3) 会計 1名

2 第1項に定める役員は会員の互選により選出する。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 第1項に定める役員の他、会計監査として各支部保護者代表から2名を選出する。

(職務)

第10条 代表は、本会を代表しその事業を総括する。

2 副代表は、代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠けたときはその職務を代行する。

3 会計は、会の会費、第4条各号に定める事業にかかわる財産など会として保有する一切の財産を管理する。

4 会計監査は、会計帳簿及び財産管理状況を監査し、その結果を総会にて報告する。

(会計)

第11条 会の経費は第7条各号に定める会費の収入をもってこれにあてる。

2 会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日終わる。

3 代表は収支計画書を作成し、これを年1回総会で報告し承認を得る。

(総会)

第12条 本会の総会は、各支部会員の保護者代表2名ずつの代議員をもって構成し、年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 議長は代表が務める。

3 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 事業の変更

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 会計監査報告

(5) 役員の選任または解任

(6) 解散

(7) その他会の運営に関する重要項目

3 総会は代議員の過半数の出席（委任状含む）がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(変更)

第13条 この会則は、総会において出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

付則

この会則は、令和7年11月4日から施行する。